

○平成二十八年総務省告示第百八号（電気通信事業法第五十二
条第一項に定める技術基準に相当する技術基準を定める件）

（平成二十八年三月二十九日）

（総務省告示第百八号）

改正 令和二年八月六日総務省告示第三三六号

同 五年十二月二二日同 第四三〇号

同 七年一月二二日同 第一九号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第三十
二条第一項第七号の規定に基づき、電気通信事業法（昭和五十九年法
律第八十六号）第五十二条第一項に定める技術基準に相当する技術基
準を次のように定め、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成
二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年五月二十一日）
から施行する。

一 米国電気電子学会が定める規格のうち、次のいずれかのもの

- 1 IEEE802.11b
- 2 IEEE802.11a
- 3 IEEE802.11g
- 4 IEEE802.11n
- 5 IEEE802.11ac
- 6 IEEE802.11ax
- 7 IEEE802.11be

8 IEEE802.15.4

9 IEEE802.15.4z

一 Bluetooth SIGが定める規格のうち、Bluetooth Core
Specification Version 2.1以降

二 国際標準化機構が定める規格のうち、次のいずれかのもの

1 ISO8802-3 Section 14

2 ISO8802-3 Section 25

3 ISO8802-3 Section 40

四 欧州電気通信標準化機構が定める規格のうち、ETSI EN 305 550

附 則（令和二年八月六日総務省告示第三三六号）

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 米国電気電子学会において、IEEE802.11axが成立するまでの
間、第一項第六号中「IEEE802.11ax」を「IEEE802.11ax (Draft
1.0以降)」と読み替えて適用する。

附 則（令和五年十二月二二日総務省告示第四三〇号）
（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日から米国電気電子学会において

IEEE802.11beが成立するまでの間における平成二十八年総務省告
示第百八号第一項の規定の適用については、同項第七号中

「IEEE802.11be」の仕様は「IEEE802.11be (Draft 3.0
版)」を参照。